

「東大和市学校施設長寿命化計画（案）」についてパブリックコメントを実施します。

「東大和市学校施設長寿命化計画（案）」は、「東大和市公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の一つとし、学校施設の整備方針及び計画をまとめたものです。本計画案の内容をお知らせするとともに、皆様から広くご意見いただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

#### 1 東大和市学校施設長寿命化計画の目的

学校施設の老朽化に伴う課題を解決するため、上位計画における基本方針に示された施設面積の縮減や財政負担の平準化を踏まえ、「東大和市立小・中学校再編計画」を考慮し、各学校における教育環境等の向上を図ることを目的としています。

#### 2 計画案の内容構成

- (1) 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等
- (2) 学校施設の目指すべき姿
- (3) 学校施設の実態
- (4) 学校施設整備の基本的な方針等
- (5) 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等
- (6) 長寿命化等の取組み
- (7) 長寿命化計画の継続的運営方針

#### 3 計画案における学校施設の整備手法

「東大和市公共施設等総合管理計画」における方針を踏まえ長寿命化改修を基本としつつ、「東大和市立小・中学校再編計画」において示された統廃合における統合校については、教育環境整備に柔軟に対応するため建替えとしています。なお、学校毎に長寿命化改修や建替えについて具体的な計画を行う場合は、「東大和市公共施設再編計画」より示された他の公共施設との複合化等を念頭に検討を行うこととしています。

#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人

(7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

## 5 意見の提出期間

令和3年10月1日(金)から令和3年10月31日(日)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見として受け付けできませんので予めご了承ください。

## 6 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ

(2) 文書閲覧

- ・ 学校教育部教育総務課施設係(建築課内)(東大和市役所5階2番窓口)
- ・ 市民センター(奈良橋、上北台、南街、桜が丘、向原、清原)
- ・ 公民館(中央、南街、狭山、蔵敷、上北台)
- ・ 図書館(中央、桜が丘、清原)

## 7 意見提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

学校教育部教育総務課施設係(建築課内)(東大和市役所5階2番窓口)

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

①書面の持参

土日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

②郵送

〒207-8585 東大和市中心3-930

東大和市学校教育部教育総務課施設係(建築課内)宛

③FAX

042-563-5933

④電子メール

kenchiku@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出方法

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際は次に掲げる事項を明記してください。

①市内在住の個人

住所及び氏名

②市内に事業所等を有する個人

事業所等の名称、所在地及び氏名

③市内に事業所等を有する法人等

事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

④市内在勤の個人

勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

⑤市内在学の個人

在学する学校の名称、所在地及び氏名

⑥当該施策に利害関係があると認められる個人

利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

⑦当該施策に利害関係があると認められる法人等

利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられたご意見の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和3年12月上旬に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別回答は行いませんので、予めご承知おきください。